

令和7年度 第3回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和7年6月5日(木)午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 5階大会議室

3. 出席委員数 (15名)

出席者 (会長) 吉 田 陽 一

(代理) 戸 部 秀 悦

(委員)

1番		2番	加藤和洋	3番	伊藤淑榮
4番	鈴木和俊	5番	高橋郁雄	6番	清水司
7番	三浦栄子	8番	原田智也	9番	
10番	武田一雄	11番		12番	佐藤 正樹
13番		14番	山本義則	15番	伊藤賢一
16番	鈴木豊則	17番	鈴木誠孝		

4. 欠席委員 1番 佐藤洋介委員 9番 鈴木孫城委員 11番 三浦富美男委員

13番 目黒千衣子委員 (4名)

5. 農業委員会業務報告(5月分)

6. 議事案件

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

7. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長 濱 野 勇 幸

局 長 補 佐 鈴 木 俊 市

主 事 浅 井 将 和

8. 会議の概要

事務局長

皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

ただ今から、令和7年度 第3回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。

今回の総会は、議事案件が1件でありますので、よろしくお願いします。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会長

令和7年度 第3回 定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

皆様におかれましては、田植え作業が終わり、ひと安心といった時期ですが、4月、5月が天候に恵まれず、作業が遅れている方もいるかと思います。

4月には、大粒の雹が降り、果樹農家にとって大きな被害もありました。

ここ数年は、何かが起こる年が続いておりますので、気を緩めず、今後の作業を進めましょう。

また、私は、5月28日、29日、東京都での農業委員会会長大会がありまして、国の農業制度に対する要望等の案件は無事に了承されました。

出席者は、約1,300人位でした。

その日の晩には、県選出国会議員との議案要請集会がありました。

議員は9人おりますが、出席者は8人出席されておりました。

寺田学さんは、奥さんが出席との理由で欠席でした。

国会議員の皆さんは、私たちの要望したことに対しては、親身に考えてくれるということでありました。

また今後、いろいろ問題点があった場合は、こちらから要請書を出せば検討してくれるということでありました。

いろいろお話が出てきたことが大変よかったと覚えております。

以上、報告となります。どうも、ありがとうございました。

本日の案件は、議事案件が1件であります。よろしく審議いただけるよう、お願いいたします。

事務局長

次に、総会の定足数についてであります。

1番 佐藤洋介委員、9番 鈴木孫城委員、11番 三浦富美男委員、13番 目黒千衣子委員から欠席の届け出があり、本日は19名中15名で、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長をお願いいたします。

議長

男鹿市農業委員会規則第19条に規定する 議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

～ 議長一任 ～

議長

議長一任の声がありますので、議事録署名委員を、4番 鈴木和俊委員、5番 高橋郁雄委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の「鈴木局長補佐」と「浅井主事」を指名いたします。

浅井主事

続きまして、農業委員会業務報告を事務局お願いします。

そうすれば、5月農業委員会業務報告をさせていただきます。

まず5月2日、第3回農業委員会定例総会を開催しております。

5月8日、3条関係の現地確認を、脇本地区、男鹿中地区、北浦地区にて実施しております。

5月9日、令和7年度、一般社団法人、秋田県農業会議の監査が開催され、会長が出席しております。

5月14日、5条関係の現地確認鶴木地区で実施しております。

5月22日、3条関係の現地確認を払戸、鶴木地区、船川地区、脇本地区で実施しております。

5月23日、秋田県農業会議第44回理事会、第110回常設審議委員会及び、秋田県都市農業委員会会長会通常総会が開催されております。

5月28日から29日にかけて、全国農業委員会会長大会及び県選出国会議員要請集会、また、視察研修を東京の方で、実施しており会長が出席しております。

出席者等については記載の通りとなります。

今後の予定についてご説明いたします。

昨日、渡部斧松翁顕彰祭が開催されて、会長が出席しております。

6月25日、業務打ち合わせ及び第111回常設審議委員会を予定しております。

6月30日、秋田県農業委員会女性協議会、令和7年度研修会が開催予定となっております。

7月4日、第4回農業委員会開催予定としております。

また本日議案審議後その他のところでもご説明いたしますが、毎年行っております、農業委員会の地区別研修会の開催が8月7日の1時半からと、案内がすでに来ておりますので、7月総会時に出席の報告をしていただければと思います。

業務報告については以上となります。

議長

ただ今の事務局の説明に何かご意見ございませんか。

～ なしの声 ～

議長

なしの声がありましたが、報告でありますのでよろしくお願いいたします。
続きまして、議事案件に入りたいと思います。

議案第7号、農地法第三条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

局長補佐

はい。

それでは、私の方から説明いたしたいと思います。

皆様のお手元の議案書の1ページをご覧ください。

まず初めに、農地法第3条で、所有権移転の案件のみご説明いたします。

申請番号 1 号、北浦北浦字沢田 78 他 7 筆、地目、田、面積計 7,704 平米。渡人が、船川のA、受け人が北浦のB。

渡人からの要望により、受人が無償譲渡で受けることになっております。

お互いに知人同士で、渡し人のAは農家ではないため、相続された農地を、農家であるBさんに、無償譲渡するということでありました。

申請番号 2 号、脇本百川字矢口 217 他 57 筆、地目、田、面積計 48,871 平米、渡人が脇本のC。受人が脇本のD。

これは親子間の経営移譲ということで、無償譲渡ということになります。

この後、受人のDが、法人を立ち上げる準備をするということで、今のうちに、農地を自分の名義にしておきたいということでありました。

申請番号 3 号、男鹿中滝川字大谷池 132、他 9 筆。

地目、田 9 筆、畑 1 筆、面積計 15,489 平米、渡人が男鹿中のE、受人が男鹿中のF。

渡人からの要望により、請人が受けるということであります。

この 2 人はご兄弟で、弟のEさんが財産整理を行っており、自分は農家ではないので、農家をやっている兄の方に、田を譲るということでありました。

お互いに兄弟間で貸借している農地については、一応残しておいて、それ以外はFさんが所有するということでありました。

以上で所有権移転の案件の説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、所有権移転 3 件について、質疑したいと思しますので、よろしくお願いいたします。

何か意見ありませんか。

～ なしの声。～

議長

意見なしということで、よろしくお願いいたします。

続いて 4 番から賃貸借について、事務局お願いします。

局長補佐

そうすれば、同じく 1 ページの申請番号 4 号の案件であります。

新規の貸借権設定の案件であります。

船川港南平沢字林第 18－9 他 1 筆、地目畑、面積計 2,276 平米。

渡人が秋田市のF、受人が大仙市の有限会社G農場。

これは請人であるG農場から所有者のFへの要望により、新規の 10 年、年間総額 5 万円での貸借権設定ということになります。

このG農場さんですけども、大仙市でうさぎの飼育加工を行っておりまして、かなり注文が殺到している中で、農場を増やす計画があり、以前より男鹿市が風の通りがよい地域であり、飼育するのは好条件と考えていたようです。

ようやく今回Fと南平沢の畑でありますけども、ここで土地を借りることができるようになったので、今回、契約して、そこに農場をふやしたいということでありました。

大仙市では 2 拠点で飼育を行っておりますが、経営規模拡大の他に、大仙市では、両拠点の距離が近いので、もし鳥インフルエンザのような病気が発生した場合は、全ての農場が閉鎖されてしまうという恐れがあるので、遠方に拠点を 1 つ確保しておきたいという気持ちもあったようです。

また、G農場は全国でも大変珍しい事業を行っておりまして、医薬品の研究のための動物としてウサギを提供していて、そちらの方でも注文が殺到しているということで、1日でも早く農場を増やして出荷したいとのお話でありました。

以上で、新規契約の説明を終わります。

議 長

ただいま説明に何かご意見ございませんか。

伊藤賢一委員

G農場の販売実績、販売額はどのくらい。

浅井主事

売上は約年間 4000 万円ぐらいです。

伊藤賢一委員

食肉加工までするのか。

浅井主事

自分たちで食肉加工までやりますが、男鹿市ではやりません。大仙市の拠点の方で加工するとのことで、男鹿市では繁殖をメインで行うとのことでした。

出産は年 4 回とのことでした。食肉用となればやはりジャンボウサギじゃないかなと思います。

飼育方法としては、農業用ハウスの中に飼育箱を設置して、その中で飼うということで、飼育箱の中から出すことはないそうです。

配布した資料にもあるように 1800 羽、男鹿市では、約 600 羽ぐらいの飼育が目標です。

鈴木豊則委員

地元雇用はありますか。

局長補佐

おそらくあると思います。

大仙市の会社が、ここまで通ってきて飼育できるのか疑問に思うところですが、現在、潟上市から大仙市に通ってる社員がおり、その社員が、こちらの方をメインで管理するとのことですが、エサやりのためアルバイトさんを何人か雇うということで、おそらく地元の方で雇ってくれるものだと思います。

議 長

他に質問はありませんか。無ければ次にいきたいと思いますので、事務局からお願いします。

局長補佐

はい。そうすれば引き続き、再設定の説明をいたします。

今回もすべて、基盤強化法第 19 条から農地法 3 条に切り変えた案件であります。再設定ですので詳細は割愛させていただきまして、年数のみということで、説明させていただきます。

そうすれば、1 ページの一番下、申請番号 5 から、次の次のページの 14 までの 10 件です。すべて鶴木の H さんの案件ですので、一括させていただきたいと思います。

松木字松木新田 4 他 17 筆、地目、田、面積計 7 万 6,262 平米。

渡人が鶴木の I 他 9 名。

受人が鶴木の H で、再設定のすべて 3 年契約となっております。

続いて3ページまで飛びまして、3ページの一番下、申請番号15号からなります。

申請番号15号、払戸字尻深二番谷地258-1他7筆。

地目、田、面積計6,785平米、渡人が払戸のJ、受人が払戸のK。

再設定の2年契約であります。

続きまして4ページをご覧ください。

申請番号16、脇本富永字南前田6他4筆。

地目、田、面積、計3,058平米、渡人が脇本のL、受人が脇本のM、再設定の3年契約であります。

以上で説明を終わります。

議長

今の説明について、何かご意見ございませんか。

再設定であります、何かありませんか。

～なしの声。～

議長

議事案件は以上ありますので、終了します。ありがとうございました。

続いてその他に入りたいと思います。

農用地利用集積等促進計画の公告に係る要請について事務局説明をお願いします。

局長補佐

その他の案件、農用地利用集積等促進計画の公告に係る要請について、資料をご覧ください。

初めに、1枚めくっていただきまして、表紙の裏が秋田県農業公社に対する要請文ということになります。

その次の2枚目のページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の公告についてということで、機構、受け手間の契約ということになります。それでは説明いたします。

申請番号1号野石字柳原新田4、他6筆、地目、田、面積計42,021平米。

渡人が、秋田県農業公社、受人が、株式会社Nということで、10アール当たり15,000円の1年契約ということになっております。

この案件についてであります、株式会社Nが、農業公社と4耕作の小作契約を結んで、4年後には買い取る(令和元年と令和2年の2回の契約)というものでしたが、株式会社Nの資金不足で買い取れないという状況となり、農業公社では、株式会社Nが買い取りできるよう検討しておりましたが、今回、令和8年まで、借用期間を一年延長した契約を交わして、その期間内で支払ってもらうと話がついたものです。

この1年間延長した中で、株式会社Nが農業公社より農地を買い取りするということになっております。

以上で説明を終わります。

議長

加藤和洋委員

これについて何かご意見ございませんか。

支払額はいくら。また、1年の猶予期間で支払できるのか。経営改善できるのか。

局長補佐	支払額は今手元に資料はないので即答できないが、今回、前年度の売り上げがよかったのでこの形になりました。
佐藤正樹委員	4 耕作事業は、そのあとで何回も使用しているはず、また銀行の融資ができなかったと聞いているが。
局長補佐	もともとこれ以外でも、農機具などの支払いでローンを組んでいることもあり、追加では融資してもらえなかったということを聞いております。 また、佐藤委員が言う通り、この後も、4 耕作事業を何回か使われておりますので、それが次々に出て来ますが、その都度、農業公社としては、話し合いを行い、支払できるような設定をしていきたいというところでありました。 今回は令和元年と2年の2契約分で、支払いの面でもお互いに話し合い、1年延長し買い取りするとのことでした。
佐藤正樹委員	結局支払えなかったということで、農業委員会で許可したから責任があるところまで行く可能性もあるのか。
武田一雄委員	農業委員会が許可を出して、公社が許可を出すことによって、農業委員会が認めたんだろうとならないか。
局長補佐	その件に関しましては、確かに委員会に諮り、農業公社さんの方に依頼をしているわけですが、前段に農業公社の方でよしとして、委員会にかけてくださいという経緯があります。 農業公社からもしもの時に、農業委員会に何か依頼があるとすれば、代わりに買う人を探してくれませんかというところであり、払えなかった責任を農業委員会に負担してくださいということはないです。
加藤和洋委員	承認する責任が農業委員にあるのでは、注意してみていかなければならないのでは
原田智也委員	この1年延長ってよくあることですか。特例ですか。
局長補佐	特例ですね。 こういった形で、支払えない法人がいた場合は、二通りやり方があり、他に買える人がいないか、地元の農業委員会に相談して、新しい買い手を見つけてもらうというやり方と、異例ではありますが、法人の払える計画を確認しながら、延長するというやり方があります。 今回のケースは男鹿市では、私の知る範囲でも初めてのケースで、全県規模では稀にあることの様です。 他者に売るとなれば、場合によっては同額で売れないものもあります。 同じ額では売れないということであれば、農業公社も幾らか損しなければいけないということになってしまうので、なるべく本人から払っていただくという形で、返済計画をもとに納めてもらうというやり方をしているそうです。

加藤和洋委員	これは、承認するにしても条件をつける形にしないといけないのではない か。 株式会社 N に対しては、以前より耕作の仕方について、植えれば植えっ ぱなし、水はいれっ放しで、草は刈らない。管理ができていないとの話があ るため指導してもよいのでは。
局長補佐	農業委員会としては指導権限がありますので、農業委員の総意として指 導通知を出すのか、それともまずその前段で農地管理について、直接口頭 指導を実施するのかといったことを、農業委員と事務局が一体となり検討し なければならない。大潟村の農業委員会の意見も聞きながら行う。
武田一雄委員	農業委員会で承認はしたが、意見を付して承認すればよいのではない か。
局長補佐	当然今回、農業委員会から公社に要請するにあたって、意見付すことは できますので、そこら辺を柔軟に対応したいと思います。
高橋郁雄委員	売買の際は、確認を取って許可を行うようにしたらどうか。
局長補佐	今までも買い手の通帳の写しや負債状況などについて、公社とともに確 認したうえで、申請を受け付けておりましたが、新たな促進計画では、より一 層細かく確認を取りながら進めてまいりたいと考えております。 また、今回の事案に関わらず、契約申請した当時は条件を満たしておりま したが、4 年後に買取できなくなることを予想出来ないのが現状です。これま で以上に農業公社と連携をとり、情報交換しながら対応していきたいと思っ ますので、よろしくお願いします。
議 長	事務局から説明があったとおりに対応していきたいと思います。今後は皆 さんの意見も伺いながらも進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします します。 その他何かありませんか。
局長補佐	～ 令和 6 年度、農地等の権利移動状況を説明。 ～ 今年の地区別研修会の方は 8 月 7 日に決まっております。 また、参加人数によりますが、バスを手配して 12 時に市役所を出発する 予定で考えております。7 月の総会のときに、出欠を報告してもらえればと思 います。以上です。
議 長	皆さん何かご意見ございませんか。 なければ、これで総会を終了したいと思います。 ありがとうございました。